

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【報告者の名称】	株式会社丸誠
【報告者の所在地】	東京都新宿区四谷一丁目1番地
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目1番地
【電話番号】	03 3357 4545 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部副本部長 秋山 賢一
【縦覧に供する場所】	株式会社丸誠 (東京都新宿区四谷一丁目1番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社丸誠をいい、「公開買付者」とは、高砂熱学工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 高砂熱学工業株式会社

所在地 東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地5

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年2月13日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合に当社と公開買付者の間で行われる資本業務提携が当社企業価値に与える影響、第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）から取得した当社の株式価値の算定結果等に照らし、本公開買付けが当社株主の皆様に対して合理的な価格で当社株式の売却機会を提供するものであると考えられること、その他本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案し、本公開買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと判断し、当社の出席取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議しました。また、当社としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

なお、当該取締役会における審議及び決議に参加した取締役及び同取締役会に出席した監査役については、後記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」「当社による取締役会の承認」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）が開設するJASDAQ市場（スタンダード）に上場されている当社株式277,000株（当社が平成24年2月13日に提出した第53期第3四半期報告書に記載された、平成23年12月31日現在の発行済株式総数（5,540,000株）から、同日現在の自己株式数（133,300株）を除いた数（5,406,700株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）5.12%（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有割合について同じ。））を所有しております。公開買付者によれば、この度、公開買付者は、平成24年2月13日開催の取締役会において、当社を連結子会社化して公開買付者のグループ会社とすることによって、当社との事業提携を強化することを目的として、本公開買付けを行うことを決議したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けに際し、当社との間で本公開買付けに係る重要な合意等に関する平成24年2月13日付基本契約書（以下「本基本契約」といいます。）を締結しております（本基本契約の概要は後記「（6）本公開買付けに関する重要な合意等」「本基本契約」をご参照下さい。）。また、公開買付者は、当社の元取締役会長であり大株主の一人である西村隆氏（所有株式数578,365株、所有割合10.70%、以下「西村氏」といいます。）及び当社の元取締役である三浦?氏（所有株式数46,751株、所有割合0.86%、以下「三浦氏」といいます。）のそれぞれから、平成24年2月13日付で本公開買付けへの応募に関する確約書（以下「本確約書」といいます。）の提出を受け、西村氏及び三浦氏のそれぞれが保有する当社株式の一部（合計420,000株、所有割合7.77%）を本公開買付けに応募する旨の確約を得ているとのことです（本確約書の概要は後記「（6）本公開買付けに関する重要な合意等」「本確約書」をご参照下さい。）。なお、現在、西村氏及び三浦氏は当社の経営には関与しておりません。

本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）は600円とのことです。

また、公開買付者は、当社を連結子会社化して公開買付者のグループ会社とすることを目的として本公開買付けを行うことから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を1,529,000株（買付け等を行った後における所有割合33.40%）と設定しており、応募株券等の数の合計が当該買付予定数の下限に満たない場合、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けに伴う当社の上場廃止は意図していないことから、買付予定数の上限を3,291,000株（買付け等を行った後における所有割合65.99%に相当する数となります。）と設定しており、応募株券等の数の合計が当該買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

（ア）本公開買付けの背景等

当社は、昭和41年8月にTBS会館の設備管理業務を受託する東通メンテナンス株式会社として設立（昭和43年5月に株式会社丸誠に社名を変更）、その後、電気・空調・防災といった建物設備の保守点検業務を軸に、国内外の大型オフィスビルをはじめ、著名なホテルや病院などの建物清掃業務、警備業務など各種建物の総合的なマネジメントサービスを提供し、さらにエネルギー使用量最適化によるCO2削減、施設・設備機器の適正維持・長期化、それに伴うお客様の管理コスト削減へ向けた取組みを含むプロパティ・マネジメントへの地盤確立に向け、事業を展開しております。

一方、公開買付者は、徹底した「顧客最優先」「現場第一主義」の理念を掲げ、長年培ってきた空調設備の技術を核として、オフィスビルや工場等の空調設備工事の設計・施工を中心とする設備工事業を主な事業としております。公開買付者は、平成17年度、平成20年度及び平成23年度の中期経営計画において、建築投資の縮減や市場環境のデフレ傾向による低迷の中で、いかに業績拡大を図るかを追求し、その施策については、「コア事業である工事業の強化」と「有望新規事業の開拓、育成」に重点を置いて、事業を展開しております。平成17年度に開始した中期経営計画においては、工事業の売上高増加と設備管理の強化や、環境負荷の削減への取組みなどに基づきリニューアル工事の増加などによって、売上高の拡大を達成しました。また、平成19年4月25日には、顧客に対するアフターサービスの強化を目指して、当社と業務及び資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といいます。）を締結し、既存建築設備の熱エネルギー利用の企画・設計から新築、アフターサービスを経てリニューアル工事まで、首尾一貫して建築設備の生涯価値を高めるサービスをワンストップで提供できる体制を強化しました。なお、本業務資本提携契約に基づき、公開買付者は、当社株式277,000株（所有割合5.12%）を取得しております。さらに、平成20年度開始の中期経営計画では、統合型制御システムやMAT・GODAというデータ集積並びに分析ツールを用いた技術提案、及び資金面の提案まで含めたエネルギーソリューションを組織的に展開しております。

今般、公開買付者は、平成17年度及び平成20年度の中期経営計画の結果を見直し、あわせて、昨今の国内景気の低迷や製造業の海外進出強化など、国内市場での工事業に対する外部環境の厳しさを克服すべく、コア事業である「工事業」を拡大するために推進してきたワンストップサービスをさらに強化すること、及び、公開買付者が工事業において担うべきアフターサービスのうち、特に、前述の設備総合管理を強化するために、当社との事業提携を推進していくことを重点的に行うこととしました。そのため、公開買付者は、これらを推進するため、当社との間で、平成23年7月頃から、当社を公開買付者のグループ会社として両社の事業提携を強化することについて、具体的な検討、協議を進めてまいりました。

その結果、当社を公開買付者のグループ会社として両社の事業提携を強化することにより、公開買付者グループにとっては、建築設備の熱エネルギー利用の企画・設計から新築、アフターサービスを経てリニューアル工事まで、生涯に亘るワンストップサービスを提供できる体制が一層整備され、設備の生涯価値の向上に関する改善策を提案する体制を強化できること、及び、建築施設や工場施設を保有される顧客の皆様に対しては、公開買付者グループが培ってきた設計・施工の技術力やノウハウとアフターサービスに、当社グループが培ってきた保守管理や運転監視やそれらの遂行体制のノウハウを加えて設備総合管理を提供できることが見込まれるとのこと。

また、当社にとっても、メンテナンス業界の寡占化と価格競争激化の流れの中で、設備管理に関して長年に亘って培ってきた顧客からの信頼、ノウハウ、人材の教育及び管理体制などを活かすことによって、公開買付者グループが展開する設備総合管理事業を通じて、業績の拡大に結びつくものと考えられること、当社が公開買付者グループの一員となることで公開買付者の企業力を活用できること、及び顧客の建築設備の生涯価値向上に向けたワンストップサービス体制の一翼を担うことによって経営の安定化や業績拡大に繋がることが見込まれます。以上のことから、公開買付者が当社をグループ会社として事業提携を強化することが両社の企業価値向上のために有効であるとの結論に至り、平成24年2月13日付で本基本契約を締結し、公開買付者は、その一環として本公開買付けを実施することを平成24年2月13日に決定したとのことです。

なお、当社及び公開買付者は、本公開買付け成立を条件として、本業務資本提携契約の内容を変更する予定です（本業務資本提携契約の変更内容の概要は後記「（6）本公開買付けに関する重要な合意等」「本業務資本提携契約」をご参照下さい。）。

（イ）本公開買付け後の経営方針

当社及び公開買付者は、本公開買付け後、当社及び公開買付者の完全子会社であり、設備総合管理事業を営む高砂エンジニアリングサービス株式会社（以下「高砂エンジニアリングサービス」といいます。）との統合の可能性について、合併を視野に入れて検討を開始することを予定しておりますが、現時点において具体的に決定した事項はありません。

また、公開買付者は、本公開買付け後の当社の経営体制については、本公開買付け後に当社と協議した上、決定する予定とのことです。なお、公開買付者は、原則として、当社の現在の取締役から、当社の代表取締役社長として現代表取締役社長である渋谷正道氏、及び当社の取締役若干名を選出する意向を有しているとのことです。

（ウ）当社の意思決定の過程

当社は、中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための事業戦略につき検討を重ねてきたところ、当社が継続的に企業価値を向上していくためには、国内における事業基盤の強化と、事業収益の獲得が必要であり、本公開買付けによって公開買付者のグループ会社となることによって、対外的な信用力の増加及び取引先の維持拡大が期待できるとともに、公開買付者の経営資源を当社の事業に活用でき、特に、公開買付者グループが推進している建物設備の高度管理（設備設計・施工の技術を活用して提供するもの）及び保守管理並びに運行管理を総合した設備総合管理事業に、当社が培ってきた技術力と管理体制をもって参画することで、公開買付者とのシナジーにより業績の拡大を図ることができると考えております。

よって、当社は、高橋幸男氏及び竹倉雅夫氏を除く取締役の全員が出席する平成24年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合に当社と買付者の間で行われる資本業務提携が当社企業価値に与える影響、第三者算定機関である大和証券から取得した当社の株式価値の算定結果等に照らし、本公開買付けが当社株主の皆様に対して合理的な価格で当社株式の売却機会を提供するものであると考えられること、その他本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案し、本公開買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと判断し、当社の出席取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議しました。また、当社といたしましては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨をも併せて決議いたしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本日現在において当社の親会社ではありませんが、(i) 公開買付者は当社株式277,000株を所有していること、(ii) 当社と公開買付者とは上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり資本・業務提携関係にあること等に鑑み、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によると、公開買付者は、本買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)に当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。)を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はS M B C日興証券から平成24年2月13日付で当社株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、S M B C日興証券から本買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。S M B C日興証券により上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法では、最近における当社株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成24年2月10日を基準日として、大阪証券取引所における当社株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値428円(小数点以下四捨五入、以下終値の単純平均値について同じとします。)及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値418円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を418円から428円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を762円から800円までと分析しているとのことです。

D C F法では、当社より提出された当社に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を580円から887円までと分析しているとのことです。なお、S M B C日興証券がD C F法の基礎として採用した当社の事業計画は、平成24年3月期の当期純利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、当社がかねてより注力してきた省エネ・環境関連分野においての工事受注が増加したことに伴い、利益の増加が見込めるためです。

公開買付者は、S M B C日興証券による当社株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月13日に本買付価格を600円に決定したとのことです。

本買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月10日の大阪証券取引所における当社株式の終値435円に対して37.93%（小数点以下第三位四捨五入、以下プレミアムの計算において同じとします。）、平成24年2月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値428円に対して40.19%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値418円に対して43.54%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値414円に対して44.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年2月13日の大阪証券取引所における当社株式の終値440円に対して36.36%のプレミアムを加えた価格となっております。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本買付価格の合理性を検討するために、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しない、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して当社の株式価値の算定を依頼し、大和証券から平成24年2月10日付株式価値算定書を取得しております。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びD C F法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行っております。なお、当社は大和証券から、本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

市場株価法	: 414円～428円
D C F法	: 551円～632円

市場株価法では、平成24年2月10日を算定基準日として、当社株式の大阪証券取引所における直近1ヶ月の終値平均値428円（小数点以下四捨五入、以下終値平均値について同じとします。）、直近3ヶ月の終値平均値418円、直近6ヶ月の終値平均値414円を基に、当社株式の1株当たりの価値は414円から428円と分析しております。

DCF法では、当社より提出された当社に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値は551円から632円と分析しております。

なお、大和証券がDCF法の基礎として採用した当社の事業計画は、平成24年3月期の当期純利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、当社がかねてより注力してきた省エネ・環境関連分野において工事受注が増加したことに伴い、利益の増加が見込めるためです。

法律事務所からの当社への助言

当社の取締役会は、当社のリーガルアドバイザーである卓照綜合法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けております。

当社による取締役会の承認

当社取締役のうち高橋幸男氏は公開買付者の完全子会社であり、設備総合管理事業を営む高砂エンジニアリングサービスの取締役を兼任しているため、また、竹倉雅夫氏は公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておりません。また、上記取締役会には当社の監査役3名のうち2名（社外監査役1名を含みます。）が出席し、出席監査役のいずれも、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、当社監査役のうち近藤富士夫氏は公開買付者の元従業員であり、また公開買付者の元常勤監査役であるため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における審議には参加しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、大阪証券取引所が開設するJASDAQ市場（スタンダード）に上場されていますが、本公開買付けは、当社株式3,291,000株（買付け等を行った後における所有割合65.99%）を買付予定数の上限として設定しており、公開買付者は本公開買付けに伴う当社の上場廃止は意図しておりません。また、当社及び公開買付者は、本公開買付けにあたり、本公開買付けに伴う当社の上場廃止は意図していないことを確認しております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいてその目的を達成した場合には、現時点で、当社株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。他方、本公開買付けにおいて当社を連結子会社化するに至らない場合には、当社株式の追加取得を検討する可能性があるとのことです。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意等

本基本契約

公開買付者が、本公開買付けに際し、当社との間で平成24年2月13日付で締結した本基本契約においては、(i)公開買付者が本公開買付けを開始し、当社がこれに賛同すること（但し、当社以外の第三者による公開買付けがなされた場合において、買付価格、当社との業務提携が企業価値向上に貢献する度合いを考慮のうえ、賛同意見を維持することが当社の取締役の善管注意義務に反するときはこの限りでない。）、(ii)当社が本書において本公開買付けの期間の延長を請求する旨の記載を行わないこと、(iii)当社が、本公開買付けの決済が完了するまでの間、第三者との間で、本公開買付けに類する取引又は本公開買付けの遂行に悪影響を与えるおそれのある取引等に関する勧誘、協議、交渉、情報の提供又は取引の実行を行わないこと、(iv)公開買付者及び当社が、本公開買付けにあたり、本公開買付けに伴う当社の上場廃止は意図していないことの確認、(v)公開買付者及び当社が、本公開買付け後、当社及び高砂エンジニアリングサービスの統合の可能性について、合併を視野に入れて検討を開始すること、(vi)公開買付者が、原則として、当社の専門性と独自性を尊重する意向を有しており、当社において、主に施設管理によって利益を得る分野に係る事業拡大を加速し、もって当社グループの経営の安定を図ることを期待していることの確認、(vii)公開買付者が、原則として、当面の間、当社の現在の取締役から、当社の代表取締役社長1名及び取締役若干名を選出する意向を有していることの確認、(viii)当社が、本公開買付けの前後を問わず、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得することができるよう、公開買付者に最大限協力すること、並びに(ix)公開買付者及び当社が、本公開買付けが成立することを条件に、本業務資本提携契約について、契約の同一性を維持しつつ、下記「本業務資本提携契約」に記載する内容に変更することなどが規定されております。

本業務資本提携契約

本基本契約においては、本公開買付けが成立することを条件に、本業務資本提携契約について、()建物施設の設備総合管理と設備リニューアル工事分野における競争力を向上させることにより、協同して両社グループの受注増を目指すこと、両社グループの顧客と仕入先の情報を共有することにより顧客と仕入先の拡大を図ること、両社グループの人材・技術交流により人材のスキルアップと技術の向上・サービス対応力の向上を図ること等の目的で業務提携を行うこと、(ii)公開買付者が当社の所定の株数の株式を第三者に譲渡等する場合には、当社に対して事前に通知すること、(iii)当社が、一定の事項(定款変更、組織再編、株式の発行、業務上の提携、剰余金の処分等)について、公開買付者の事前の書面による承諾を取得し、また、事前協議、事後報告及び書類提出を行うこと等の内容を追加する等の変更を行うことが規定されております。

本確約書

公開買付者によると、西村氏及び三浦氏は、(a)西村氏については当社の株式385,000株(所有割合7.12%)を、(b)三浦氏については当社の株式35,000株(所有割合0.65%)を、本公開買付けに応募することについての確約書を公開買付者に対してそれぞれ提出しているとのことです。本確約書において応募の前提条件は規定されていないとのことです。

なお、公開買付者は、西村氏との間で、平成19年4月25日付で、大要、本業務資本提携契約の契約期間中、西村氏が保有する当社の株式を所定の第三者に対して譲渡しないこと、及び、西村氏が所定の株数を第三者に対して譲渡することを希望する場合には公開買付者と事前に協議すること、について合意しておりますが、かかる合意については、西村氏がその保有する当社の普通株式385,000株を本公開買付けに応募し、かつ、本公開買付けが成立することを停止条件として終了することを合意しております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(千株)	議決権の数(個)
渋谷 正道	代表取締役社長		49	490
高橋 幸男	専務取締役	管理本部長	20	205
森山 幹夫	常務取締役	B M事業本部長	12	121
黒沢 俊明	取締役	営業開発部担当	3	30
小林 憲司	取締役	F M事業本部長 兼 確認調査部長 兼 S E事業部長	7	74
積田 俊雄	取締役	B M事業本部副本部長 兼 技術開発部長	15	156
秋山 賢一	取締役	管理本部副本部長		2
竹倉 雅夫	取締役			1
蒔田 継雄	常勤監査役		13	133
赤井 文男	監査役		10	109
近藤 富士夫	監査役		1	19
計			134	1,340

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

(注3) 監査役 赤井文男氏及び近藤富士夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注4) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の所有株式数等は以下のとおりであります。

氏名	役名	職名	所有株式数(千株)	議決権の数(個)
高橋 廣司	補欠監査役			

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。